

## 川口SDGsパートナー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。)の理念に基づく、川口市内の企業、団体等による SDGs の達成に向けた取組の「見える化」及び裾野の拡大を図り、もってこれを促進するため、川口SDGsパートナー制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「川口SDGsパートナー」とは、SDGsの達成に向けて取り組む企業、団体等で、第5条第3項の規定により登録したものをいう。

### (取組内容)

第3条 川口SDGsパートナーは、SDGsの理念を尊重し、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) SDGs の達成に向けた課題解決のための取組
- (2) SDGsの普及啓発・理解促進のための取組
- (3) 前二号のほか、SDGsの達成に寄与すると認められる取組

### (登録要件)

第4条 川口SDGsパートナーの登録対象となる企業、団体等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 川口市内に本店、支店、営業所等の事業所又は活動拠点を有すること。ただし、当該事業所又は活動拠点に常駐する従業員等がいること。
- (2) 前条に掲げるSDGsの達成に向けた具体的な取組を行っていること。ただし、川口市内又は川口市民がその対象であり、又は対象に含まれている取組であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 法令に違反する活動及び公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は川口市暴力団排除条例(平成24年9月25日条例第52号)第2条に規定する暴力団関係者に該当しないこと。また、これらの者と不適切な関係を有していないこと。

### (登録手続等)

第5条 企業、団体等は、川口SDGsパートナーに登録の申込みを行う場合には、川口SDGsパートナー登録申込書(第1号様式)、市ホームページ掲載用登録書(第2号様式)を川口市長

(以下、「市長」という。)に提出するものとする。

- 2 市は必要に応じて、前項で定める様式のほか、企業、団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合、その内容が前条各号の要件を満たすと認められる場合には、当該企業、団体等を川口SDGsパートナーとして登録し、川口SDGsパートナー登録証(以下「登録証」という。)を交付する。
- 4 市長は、前項の規定による登録を行ったとき、市ホームページ等でその登録数並びに川口SDGsパートナーの情報及び取組を公表することができる。

(登録内容の変更)

第6条 前条第3項の規定による登録後、その登録内容に変更が生じた場合、川口SDGsパートナー登録内容変更届(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(取組の報告)

第7条 川口SDGsパートナーは、市からの要請があったとき、第3条に掲げる取組の進行状況等を市に報告するものとする。

(登録の取消)

第8条 市長は、川口SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第3項の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の要件を満たさないことが判明した場合
  - (2) 虚偽の申請により登録を受けたことが判明した場合
  - (3) 解散等により、川口SDGsパートナーとしての活動継続が困難であると判断した場合
  - (4) 川口SDGsパートナーとしての活動が事実上行われていないことが判明した場合
  - (5) 川口SDGsパートナー制度の信用を損なう、またはその可能性がある場合
  - (6) その他市長が川口SDGsパートナーとして不適当と判断した場合
- 2 前項の規定により川口SDGsパートナーの登録を取り消された企業、団体等は、登録証を返還するものとする。

(川口SDGsパートナーシンボルマーク)

第9条 川口SDGsパートナーのシンボルマーク(以下、「川口SDGsパートナーシンボルマーク」という。)は、別図のとおりとする。

- 2 川口SDGsパートナーは、川口SDGsパートナーシンボルマークを SDGsの普及啓発のために使用することができる。
- 3 川口SDGsパートナーシンボルマークの使用にあたっては、市が別に定める使用取扱規程を遵守するものとする。

4 前条第1項の規定により登録を取り消された企業、団体等は、川口SDGsパートナーシンボルマークを使用することができない。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、川口SDGsパートナー制度の実施に関連する必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月27日から施行する。

